

○商工委員会

内閣提出法律案（八件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
38	基盤技術研究円滑化法案	衆	六、二五	付委員託会 議委員会 議本会議	六、四二 六、五二 六、五七	付委員託会 議委員会 議本会議
40	中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案	〃	二二九	(予) 二二九 可 議委員会 議本会議	四、二一 四、三	二二九 可 議委員会 議本会議
42	情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案 右により「情報処理振興事業協会等に関する法律」の題名を「情報処理の促進に関する法律」に改正	〃	二二〇	三三〇 可 議委員会 議本会議	四、一八 四、二四	二二三 可 議委員会 議本会議
43	貿易研修センター法を廃止する等の法律案	〃	二二五	(予) 二二五 可 議委員会 議本会議	五、一六 五、二七	二二五 可 議委員会 議本会議
46	特許法等の一部を改正する法律案	参	二二七	三、五 可 議委員会 議本会議	四、九 四、三	(予) 二二七 可 議委員会 議本会議
62	商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案	衆	三一九	(予) 三二〇 可 議委員会 議本会議	四、三 四、二四	三一九 可 議委員会 議本会議
63	半導体集積回路の回路配置に関する法律案	〃	三一九	(予) 三一九 可 議委員会 議本会議	五、三 五、二四	三一九 可 議委員会 議本会議
64	中小企業技術開発促進臨時措置法案	〃	三一九	(予) 三一九 可 議委員会 議本会議	五、一六 五、三	三一九 可 議委員会 議本会議

業（有線放送業を含む。）の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術のうち通商産業省又は郵政省の所掌に係るものであつて、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するものをいう。

二、国の財産の利用等

1 国有施設の利用

政府は、基盤技術に関する試験研究を行う者に国有試験研究施設を使用させる場合、民間の基盤技術の向上を図るため特に必要があると認めるときは、廉価で使用させることができるものとする。

2 国際共同研究に係る特許発明等の実施

政府は、基盤技術に関して外国政府等と共同して行つた国際共同研究の成果に係る国有の特許権等について、無償又は廉価で通常実施権を許諾できることとする。

三、基盤技術研究促進センター（以下「センター」という。）

民間において行われる基盤技術に関する試験研究を推進するための機関としてセンターを設立する。センターは民間の発起による特別認可法人であつて、その業務等は次のとおりである。

1 業務

センターは、民間が行う試験研究に必要な資金を供給するために出資及び貸付けの事業を行うほか、国立試験研究所と民間の共同研究のあつせん、海外からの研究者の招へいその他民間において行われる基盤技術に関する試験研究を促進するために必要な業務を行う。

2 設立及び資本金

センターは、民間が発起し、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けて設立され、資本金は、政府及び政府以外の者の出資によつて構成されるものとする。

3 評議員会

センターに、運営につき民間の意見を反映させるため、学識経験を有する者で構成される評議員会を置く。

4 監督

センターは、主務大臣たる通商産業大臣及び郵政大臣が監督し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ。

四、その他

罰則等について所要の規定を設ける。

委員長報告

一九八ページ参照

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

要旨

本法律案は、中小企業の連鎖倒産の防止を目的とする中小企業倒産防止共済制度の法律上の見直し期限が、昭和六十年であることにかんがみ、中小企業倒産防止共済事業の収支状況、利用状況及び近年における倒産の動向等を踏まえ同制度のより一層の充実を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、掛金月額の最高限度額及び掛金積立限度額の引上げ等
中小企業の売掛金債権の回収困難額が大型化している状況にかんがみ、本制度の貸付金の額が中小企業の回収困難額の実情に見合うようにするため、掛金月額の最高限度額を現行の五万円から八万円に、掛金積立限度額を現行の二百十万円から三百二十万円に引き上げるとともに、共済金の貸付限度額を現行の二千百万円から、三千

二百万円に引き上げる。

二、一時貸付金制度の創設

共済契約者の解約を防止し、制度への加入を一層促進するため、共済契約者が臨時に事業資金を必要とする場合に、中小企業事業団は、無担保・無保証の資金の貸付を共済契約者に対し行えるようにする。

三、その他

共済契約者間の公平性の確保、制度の運営体制の整備を図るため、共済金貸付け後の解約に関する解約手当金の取扱いの変更、掛金滞納者に係る掛金総額の算定方法の変更を行う。

委員長報告

二〇〇ページ参照

情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

要旨

本法律案は、急速な情報化に伴うソフトウェアの需給ギ

トップの一層の深刻化あるいは、企業間システムの進展に伴う端末の複数設置、ソフトウェアの重複開発等の非効率な事態等、最近における情報化社会の新たな課題に対処するため、電子計算機の連携利用に関する指針及び情報処理振興事業協会の業務の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名の改正

題名を「情報処理の促進に関する法律」に改める。

二、電子計算機の連携利用に関する指針

主務大臣は、事業者が広く連携してその事業分野における電子計算機の効率的な利用を図ることが必要かつ適切であると認めるときは、高度化計画を勘案して、その事業分野において事業者が連携して行う電子計算機の利用の態様、その実施の方法等に関する指針を定め、公表する。

三、情報処理振興事業協会の業務の追加等

(一) 協会の業務に次の業務を加える。

- ① プログラムの作成の効率化を図るためのプログラムの開発、提供等に関する業務

- ② 企業等がその事業活動の効率化を図るため電子計

算機を共同で利用する際に必要となるプログラムの開発のための資金の貸付けに係る業務

- ③ 情報処理サービス業者以外の一般企業がプログラムの開発業務に携わる技術者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合の債務保証の業務

(二) プログラム作成効率化業務に関して特別勘定を設け、他の業務に係る勘定と区別して経理を行うこと。

四、長期借入金及び政府保証

協会が長期借入金を行うことができるものとするとともに、借入れについて、政府が債務保証を行うことができるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における情報化社会の新たな要請にこたえるため、題名を、情報処理の促進に関する法律に改めるとともに、電子計算機の連携利用に関する指針の設定、情報処理振興事業協会の業務の拡充等所要の措置を講じよ

うとするものであります。

委員会におきましては、ソフトウェア生産の効率化対策、ソフトウェアの開発・流通と評価のあり方、中小企業の情報化対策、ソフトウェア技術者の養成などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の市川理事より本法案に反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、企業間の電子計算機の連携利用に関する指針の策定に当たっては、競争阻害的行為の生じることのないよう十分留意すること等七項目の附帯決議が行われました。

次に、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案は、昭和十一年の設立認可の日より五十年となっている存立期間に関する規定を削除するとともに、金融環境などの変化に対応して、貸出対象、預金受け入れ先を拡大し、さらに国債等の窓口販売、所属団体構成員の株式取得を可能にすること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、政府系中小企業金融機関の貸出

条件の弾力化、中小企業金融機関という商工中金の性格、商工中金への政府出資と組合出資の今後のあり方などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の市川理事より本法律案に反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、員内者以外の者に対する業務の推進に当たっては、所属団体及びその構成員に対する本来業務に支障を生ぜしめないようにするとともに、他の金融機関との協調に配慮して中小企業金融の円滑化に寄与するよう努めること等二項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

貿易研修センター法を廃止する等の法律案（閣法第四三三号）

要旨

本法律案は、国際的な経済活動に係る業務に従事する者等に対する研修業務等の実施について民間活力の一層の活用を図るため、貿易研修センター法を廃止するとともに、

貿易研修センターの財団法人への組織変更を可能にする措置を講じようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、貿易研修センター法の廃止及びその暫定的効力

貿易研修センター法は、廃止することとし、この法律の施行の際現に存する貿易研修センターについては、旧法は、当該貿易研修センターが解散により消滅する時までの間は、なおその効力を有することとする。

二、貿易研修センターの解散

昭和六十一年三月三十一日の経過する時に現に存する貿易研修センターは、解散する。

三、財団法人への組織変更

貿易研修センターは、昭和六十一年三月三十一日までの間において、必要な定款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けることによつて、その組織を変更して民法第三十四条の規定により設立される財団法人になることができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委

員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、貿易研修センター法を廃止する等の法律案は、同法を廃止し、貿易研修センターを現在の特別認可法人から財団法人への組織変更を可能にする措置を講じようとするものであります。

次に、基盤技術研究円滑化法案は、基盤技術に関し民間において行われる試験研究を円滑化するため、これに必要な国の財産の利用に関する特例措置を講ずるとともに、基盤技術研究促進センターを設立して当該試験研究に必要な資金の出資及び融資その他の業務を行わせようとするものであります。

委員会におきましては、二法案を一括して議題とし、我が国技術水準の国際比較、基盤技術研究促進センターの財政基盤、中小企業の研究開発助成策、国際研究協力の現状、貿易研修センターの中小企業や発展途上国の利用等について質疑を行うとともに、基盤技術研究円滑化法案については、通信委員会との連合審査会を開会するなど慎重に審査を進めました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わりましたところ、市川理事より、貿易研修センター法を廃止する等の法律案に対する修正案が提出され

ました。

次いで、討論に入り、日本共産党市川理事より、基盤技術研究円滑化法案には反対、貿易研修センター法を廃止する等の法律案については修正案賛成、原案反対の討論が行われました。

次いで、貿易研修センター法を廃止する等の法律案の採決に入り、修正案は賛成少数をもって否決され、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、基盤技術研究円滑化法案について採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、以上の二法案に対し、委員会ではそれぞれ附帯決議が行われましたことを申し添え、御報告を終わります。

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

要旨

本法律案は、千九百七十年六月十九日ワシントンで作成された特許協力条約の一部と条約の細目を定めた規則の一

部が、八十四年二月に改正されたことに基づき、国際出願制度の一層の利用の促進を図るとともに、最新の技術開発の進展に対応しうるよう制度の改善を図るため特許法、実用新案法、意匠法、商標法ならびに特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律を改正しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、出願手続の改善

国際出願制度を利用した外国からの出願について、我が国への出願の翻訳文の提出の期限の変更、翻訳文の範囲の限定等出願手続を変更し、出願人の負担の軽減を図る。

二、優先権制度の導入

先にされた特許出願に係る発明を含めてされた出願について、当該先にされた特許出願に係る発明に相当する部分については優先的な取り扱いを認め、先の出願の時にされたものとみなすこととする。

これに伴い、補正却下の決定に基づく新出願の制度及び追加の特許制度を廃止する。

三、国際出願制度の改善

国際出願について、特許庁のほか他の国際調査機関等

による国際調査等を受けられる制度を採用し、国際出願制度の利用の促進を図る。

なお、実用新案等について、関係規定を整備する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特許法等の一部を改正する法律案は、特許協力条約に基づく国際出願制度の利用の促進及び工業所有権制度の充実を図るため、国際出願制度を利用した外国からの出願について出願手続の改善を行い、また国内の特許出願等に関して優先権制度の導入、国際出願について欧州特許庁による国際調査を受けられる制度の採用等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国際出願の現状、優先権制度の導入に関する問題点、出願件数の増大等に対処する事務処理体制の機械化及び審査官等の人員確保等の諸点について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしましたし

た。

なお、本法律案に対し、「わが国工業所有権制度全般にわたって検討を加えること」等五項目にわたる附帯決議が行われました。

次に、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案は、本年が少なくとも五年ごとに制度を見直すこととされる法律上の期限に当たること及び近年における倒産の動向等を踏まえ、掛金月額の高限度額、掛金積立限度額及び共済金貸付限度額の引き上げ、契約者に対する一時貸付金制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、最近の倒産の動向、倒産関連中小企業の救済策、共済金貸し付けに係る諸手続の迅速化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、「中小企業事業団は倒産防止共済制度の普及に努めること」等第二項目の附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(閣法第六二号)

要旨

本法律案は、昭和十一年に設立された商工組合中央金庫(商工中金)の存立期間が昭和六十一年十月をもって満了すること及び金融の自由化による金融機関間の競争の激化、中小企業の資金・金融ニーズの多様化に商工中金が直面していることにかんがみ、商工中金の存立を恒久化するとともに、商工債券の販売力の維持、金融サービス機能の向上を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、存立期間に関する規定の削除

設立認可の日(昭和十一年十月八日)より五十年となつてゐる存立期間に関する規定を削除する。

二、所属団体又はその構成員に関する業務の追加

所属団体又はその構成員に関する業務の充実を図るため、長期貸付に係る期間及び方法の制限を撤廃し、国債等の窓口販売その他の業務、有価証券の貸付等の業務を

行い得るようにする。

三、貸付等の業務の拡大

所属団体等の事業活動の円滑化に資するため、所属団体等が設立した海外現地法人、中小規模の事業者による共同出資会社等に対し貸付を行い得るようにする。

四、商工債券の販売力維持に必要な業務の追加

商工中金の資金調達の大宗を占めている商工債券の販売力を今後とも維持するため、国債等の窓口販売等を行ひ得るようにするとともに、所定の範囲内において、商工債券又は国債等の所有者からの預金の受け入れ、当該商工債券又は国債等を担保とする貸付等を行ひ得るようにする。

五、その他

余裕金の運用に関する規定の整備、副理事長の設置等役員に係る規定の整備を行うほか、付随業務規定の整備等を行う。

委員長報告

一九六ページ参照

半導体集積回路の回路配置に関する法律案（閣法第六三号）

要旨

本法律案は、近年の技術革新の進展により、半導体集積回路の回路配置（回路素子及び導線の配置）の開発費用が増大しつつあり、一方、極めてわずかな費用で他人の回路配置の模倣が行われる危険性が高まってきたことにかんがみ、半導体産業の健全な発展を図るため、半導体集積回路の回路配置の模倣を禁止し、開発者を適切に保護する等の制度を創設しようとするものであつて、その主な内容は次の通りである。

一、目的

半導体集積回路の回路配置の適正な利用を図るための制度を創設することにより、半導体集積回路の開発を促進し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

二、登録

回路配置を独自に開発した者は、回路配置利用権の設定の登録を受けることができるものとする。

三、回路配置利用権

回路配置利用権は、設定登録により発生し、その存続期間は、設定登録の日から十年とする。権利内容としては、回路配置利用権者は、登録回路配置を用いて半導体集積回路を業として製造し、又はその半導体集積回路を業として譲渡、貸渡し、展示、輸入する権利を専有するものとする。

四、権利侵害

回路配置利用権者等は、権利侵害者に対し、損害賠償請求権及び差止請求権を有する。また、善意無過失の侵害品購入者に対する特例規定を設けることとする。

五、その他

指定登録機関、権利侵害者等に対する刑事罰に関する規定等の整備を行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました半導体集積回路の回路配置に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、半導体集積回路の集積度の飛躍的増大により、その開発費用が増大する一方、極めてわずかな費用で

他人の回路配置の模倣が行われる危険性が高まってきていることにかんがみ、半導体集積回路産業の健全な発展を図るため、回路配置の創作者等に回路配置を利用する権利の専有を認める等の制度を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、特許法等では回路配置の保護が不十分である理由、指定登録機関の公平性、中立性の担保措置、回路配置創作者等の権利の国際的保護の必要性などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の市川理事より本法律案に反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、指定登録機関の指定に当たっての配慮すべき事項等三項目の附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

中小企業技術開発促進臨時措置法案（閣法第六四号）

要旨

本法律案は、近年において技術革新が急速かつ広汎に進展していること、及びこの技術の進展と相俟つて中小企業をとりまく需要構造が著しく変化していることにかんがみ、中小企業を取り組む技術開発に対し特段の助成措置を講ずることによつて中小企業の技術の向上を図り、もつて中小企業の振興とわが国産業技術の調和ある発達を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、中小企業技術開発指針の策定

中小企業が技術開発力の涵養に努め、積極的に革新的な技術の開発に取り組むように誘導するため、通商産業大臣が中小企業者の事業を所管する大臣と協議して、その基本的方向を指針として示す。

二、技術開発計画の認定

中小企業者及び組合等は、技術開発計画を作成し、技術開発計画がこの指針に照らして適当である等所定の要件に該当する場合には、都道府県知事の認定を受けることができる。

三、中小企業投資育成株式会社法の特例

技術開発計画の認定を受けた中小企業者又は組合等の構成員たる中小企業者については、資本金が一億円を超えるものであつても、中小企業投資育成株式会社の初回投資の対象とする等の特例措置を講ずる。

四、中小企業信用保険法の特例

技術開発計画の認定を受けた中小企業者又は組合等の構成員たる中小企業者に対し、新技術企業化保険の付保限度額を拡大するとともに、無担保の特例を設けることにより、技術開発に係る資金調達の円滑化を図る。

五、その他

試験研究費賦課金の任意償却等課税の特例を認めるとともに、国の資金確保義務等について規定する。

委員長報告

ただいま議題となりました両件につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、中小企業技術開発促進臨時措置法案は、最近における技術革新の急速な進展及び需要構造の著しい変化に中小企業が円滑に対処するため、それに必要な技術の向上を

図る観点から、通商産業大臣が定めた技術開発指針に基づいて、中小企業者及び組合等が技術開発計画を作成し、都道府県知事がこれを認定すること、及び国は、認定組合等の構成員たる中小企業者の技術開発事業に必要な資金の確保に努めることなどを定めるとともに、中小企業投資育成株式会社法の特例及び課税の特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、本法の適用対象となり得る中小企業の範囲、技術開発指針に盛り込まれる内容、本法で言う技術が著しい新規性を有するものに限定される理由などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めるの件は、仙台鉱山保安監督部と東京鉱山保安監督部とを統合し、仙台市に関東東北鉱山保安監督部を設置するとともに、東京都に同部東京支部を設置することにつ

いて国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、鉾山保安行政の現状と今後の方向等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉾山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第三号）

要旨

本件は、昭和五十八年三月の臨時行政調査会の答申を受けて鉾山保安行政の効率的推進を図るため、通商産業省の地方支分部局である鉾山保安監督部の機構を一部改めることについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものであつて、その内容は次のとおりである。

一、仙台鉾山保安監督部と東京鉾山保安監督部とを統合し、

仙台市に関東東北鉾山保安監督部を設置するとともに、

東京都に同部東京支部を設置する。

委員長報告

二〇四ページ参照